

2022年12月1日

大阪市環境局長
堀井 久司 様

大阪市職員労働組合環境局支部
支 部 長 橋本 慎吾

2023年度業務執行体制にかかる勤務労働条件の確保に関する申し入れ

市行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかるものであると認識している。

大阪市では「市政改革プラン」において「市重点施策の推進にかかる増員等を除き、原則として増員しない」としているが、コロナ禍による就職氷河期への対応のためとして、職員採用数を追加増員したにも関わらず、厳しい超過勤務実態が浮き彫りとなった所属も存在し、職員数にかかるプランの考え方は市民の健康や生命を守る観点からすると破綻している。

要員配置に関わっては「仕事と人」の慎重な関係整理に基づき行われる必要があり、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、交渉事項として誠意を持って対応するよう求めるとともに、次の通り申し入れる。

記

1. 2023年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る情報を提供すること。
2. 労使合意を行った超過勤務時間数の上限設定や年次休暇取得の促進が、職員の負担とならないよう「仕事と人」の関係整理のうえで、適正な要員配置を含む実効ある取り組みを行うこと。また、締結された「3・6協定」が遵守されるよう各職場と連携を図ること。
3. 当局においても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う人事異動により、一部の職場にて欠員が生じたことから、安全安心な行政サービスを提供する上で各課の人員体制も踏まえ、課題を検証し、大規模災害・感染症にかかる行政対応については、業務の継続性を重視した恒常的で実効性のある体制を確保するとともに「非常時」にも耐えうる体制を確保すること。また、被災自治体への支援について、「仕事と人」への影響を検証し、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。
4. 育児休業等により欠員が生じた場合には、任期付職員制度をふまえ誠意をもって対応すること。

5. 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから、慎重に検討すべきであり、「行政サービスへの最先端の ICT の活用」や「経営形態の変更」、「委託化」などといった課題については、職員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、十分な交渉・協議を行うこと。

また、本日時点における休業者数、2022 年度末の退職予定者数を明らかにされたい。

以上